

今月号のテーマ

- ・ 新年のごあいさつ（三原）
- ・ 中小企業の減税（中原）
- ・ 相続税の改正案（田中）
- ・ 大阪事務所オープン！（柏田）



新年のごあいさつ（三原）

新年あけましておめでとうございます。旧年中は皆様には大変お世話になりました。昨年アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況、激動の一年となりました。今年はさらに厳しい年になると予想されます。激動の時代に負けぬよう、イースリーパートナーズは皆様と共に成長するため頑張ります！！スタッフ一同全力投球させていただきますので、本年もどうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈りしております。

中小企業の減税（中原）

昨今のニュースでは、上場企業が業績を下方修正といった暗い話題が流れています。大企業でそのような状況ですから、21世紀の世界恐慌とも言われるこの不況は、中小企業にとって本当に深刻なものです。

そこで与党は、景気刺激策を前面に打ち出した税制改正大綱を、12月12日に決定しました。その中で、今回の目玉となる軽減税率引下げと欠損金の繰戻し還付がありましたので、お知らせします。

1. 軽減税率の引下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を22%から18%に引下げるものです。

※中小法人等とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しない普通法人、公益法人等を言います。

2. 欠損金の繰戻し還付

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができます。

3月決算法人を例にあげると、前期赤字で納税しており、当期（21年3月期）が赤字となった場合には当期の赤字と相殺することにより、納付した税額の繰戻し還付が受けられることとなります。

朗報ですが、あくまで与党の大綱であるため、昨年初めの暫定税率のような事態になれば、これらが予定通り実施されるかは不透明です。

相続税の改正案（田中）

今年度の税制改正で新たに創設される見込みである取引相場のない株式等に係る**相続税の納税猶予制度**をご説明します。

この制度は事業承継相続人が、非上場会社を運営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等取得しその会社を運営していく場合には、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（相続等の結果、その会社の発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるというものです。つまり、発行済株式総数の3分の2までの株式の相続については評価額の20%にのみ課税するというものです。なお、平成20年10月1日以後の相続等に遡って適用される見込みです。

（注1）

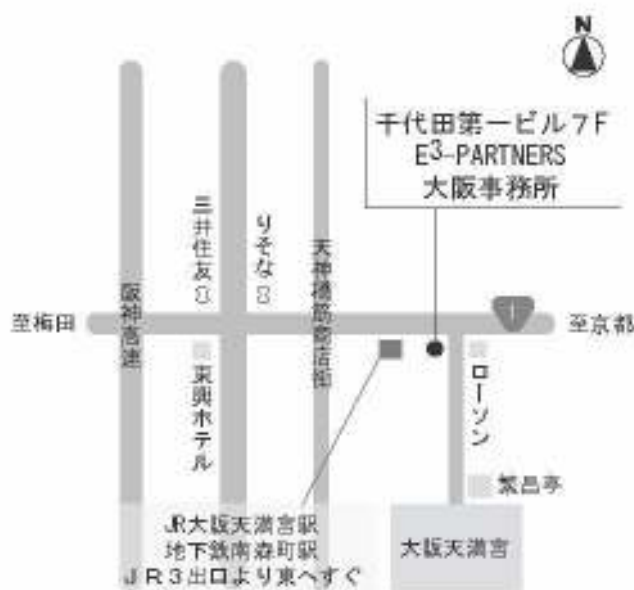
「事業承継相続人」とは、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者の中で筆頭株主である後継者をいいます。

（注2）

会社を運営していた被相続人は、その会社の発行済株式等について、同族関係者と合わせその過半数を保有し、かつ、その同族関係者（事業承継相続人を除く。）の中で筆頭株主であったことを要します。

大阪事務所オープン！（柏田）

このたび大阪事務所をオープン致しました。改めまして、私は大阪事務所に就任することになりました税理士の柏田です。場所は南森町で、近隣には天神橋筋商店街や天満繁盛亭などがあるところです。昨年テナントとして入居しまして準備を進め、年始から正式に船出することとなりました。（もうすでにご利用頂いている方々もいらっしゃるかと存じます。）



これを機に大阪市内を中心としたエリアでの活動をこれまで以上に充実させて参りたいと考えておりますので、高槻事務所ともども、今後ともどうぞよろしくお願い致します。